

# 第5回教育委員会

令和4年3月24日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第37号

西淀川区の就学制度の改善の方針変更について

## 西淀川区の就学制度改善の方針 変更について

- 1 西淀川区の就学制度改善の方針のうち「2 指定外就学の基準の拡大」を廃止する。  
西淀川区においては、学校選択制の導入による効果を選択制の対象外となる学年の児童生徒等にも拡大することを目的として、下記のとおり指定外就学の基準を拡大し、平成26年4月から実施している。
  - (ア) 小学校
    - ・通学区域校よりも、自宅からの通学距離が明らかに近い学校を希望する場合。  
なお、「明らかに近い」とは、直線距離において200メートル程度とする。
  - (イ) 中学校
    - ・通学区域校よりも、自宅からの通学距離が明らかに近い学校を希望する場合。  
なお、「明らかに近い」とは、直線距離において500メートル程度とする。
    - ・小学校時代または転入学直前の中学校において、従前から特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、通学区域校に同内容の部活動が設置されていないため、該当する部活動への入部を前提に、その部活動が設置されている中学校のうち自宅から最も近い中学校を希望する場合。なお、特定の文化・スポーツ活動の取り組みは、中学校転入学直前まで1年以上継続的に行っていた場合に限る。
- 2 廃止時期 公布の日
- 3 廃止理由  
平成26年3月31日以前に小中学校に就学した者は学校選択制を利用することができなかったことから、制度実施当初は経過措置として設置していたが、平成26年度の制度導入時の小中学生はすでに卒業していることから、制度利用の機会は十分に与えたものであると考えている。  
また、当区における学校選択制は、小学校は隣接校区選択制、中学校は自由選択制を採用しており、本指定校変更基準をもって指定校変更をするより多くの選択肢を与えている。  
よって、本制度の当初の役割を終えていることから廃止することとし、より明確な学校選択制の運用を図ってまいりたい。
- 4 廃止内容の周知  
令和5年度市立小中学校新入生用学校案内（西淀川区）による。

## 西淀川区の就学制度改善の方針

### 1 学校選択制について

#### (1) 実施時期

- ・平成26年4月より実施

#### (2) 対象者

- ・区内に住所を有する就学予定者。ただし、1(5)(オ)の希望変更期間を超えて、区内に転入した場合及び同一区内において選択可能校が異なる区域に転居した場合は、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。
- ・区内に転入した児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

#### (3) 選択できる学校の範囲

##### (ア) 小学校

- ・通学区域もしくはその隣接する校区の西淀川区内の市立小学校から選択できるものとする。
- ・原則として徒歩で安全に通学できる学校に限る。
- ・徒歩通学とは「児童(新1年生)が徒歩30分以内で通学できること」とし、距離の目安は、自宅から学校までの直線距離で1.5km程度とする。

##### (イ) 中学校

- ・西淀川区内の市立中学校から選択できるものとする。

#### (4) 各学校の受入可能人数

- ・教育委員会が学校施設の状況、就学予定者の人数等を踏まえて、学校長の意見を聴取した上で、区長と協議し、各学校の受入可能人数を決定し、公表する

#### (5) 学校選択の希望調査

- (ア) 翌年度入学予定者全員に、「学校案内」「学校選択制希望調査票」を送付する。
- (イ) 1(2)に掲げる児童生徒等の保護者は、「学校選択制希望調査票」に入学を希望する小学校(または中学校)名等、必要事項を記入し、区役所に提出する。通学区域校以外は、第2希望校まで選択することができることとする。
- (ウ) 学校選択の希望調査票は、定められた期間内に通学区域内の学校を希望する場合も含めて全員提出する。
- (エ) 希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- (オ) 1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページ等で公表する。

## (6) 抽選

- ・ 選択希望者が多く、各学校の受入可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は、必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、第2希望までの公開抽選により、入学者を決定する。

## (7) 抽選における優先枠

次の各号に該当する就学予定者を優先枠とし、受入可能人数の範囲内で優先して入学者として決定する。受入可能人数を超える場合は、優先された対象者のみで優先枠抽選を行い入学者を決定する。

優先された者を入学者として決定してもなお受入可能であり、優先枠以外の選択希望者数が受入可能人数を超える場合は、優先枠以外の選択希望者を対象に抽選を行う。

### (ア) きょうだい関係

- ・ 兄または姉が、学校選択制により小学校または中学校に在学している場合。

### (イ) 自宅からの距離

- ・ 自宅から希望する学校までの距離が明らかに近く、かつ通学区域内の学校より希望する学校の方が近い場合。
- ・ 「明らかに近い」とは、小学校の場合、直線距離で200メートル程度、中学校の場合、直線距離で500メートル程度とする。申請に基づき、個別に審査する。

### (ウ) 進学中学校

- ・ 学校選択制により通学区域外の小学校を選択した児童が、通っている小学校の進学先中学校を希望する場合。

## (8) 通学

- ・ 自転車の利用は禁止する。
- ・ 通学区域外からの通学の安全については、保護者が責任をもつこととする。

~~2 指定外就学の基準の拡大について~~

~~(1) 実施時期~~

- ~~・平成26年4月より実施~~

~~(2) 基準~~

~~児童生徒及び就学予定者が、次に掲げる基準のいずれかに該当する場合は、保護者の申請により、指定校変更を行うものとする。~~

~~(ア) 小学校~~

- ~~・通学区域校よりも、自宅からの通学距離が明らかに近い学校を希望する場合。なお、「明らかに近い」とは、直線距離において200メートル程度とする。~~

~~(イ) 中学校~~

- ~~・通学区域校よりも、自宅からの通学距離が明らかに近い学校を希望する場合。なお、「明らかに近い」とは、直線距離において500メートル程度とする。~~
- ~~・小学校時代または転入学直前の中学校において、従前から特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、通学区域校に同内容の部活動が設置されていないため、該当する部活動への入部を前提に、その部活動が設置されている中学校のうち自宅から最も近い中学校を希望する場合。なお、特定の文化・スポーツ活動の取り組みは、中学校転入学直前まで1年以上継続的に行っていた場合に限る。~~

~~(3) 各学校の受入可能人数~~

~~各学校の受入については、学校施設の状況、就学予定者の人数を踏まえて教育委員会が決定した受入可能人数の範囲内とする。~~